別紙様式第八号（第三十六条関係）（平22内府令55・平29内府令55・令元内府令14・令２内府令75・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

対象議決権保有届出書

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号、名称又は氏名
所在地、住所又は居所
届出義務発生日　　年　　月　　日

金融商品取引法第32条第１項の規定により、対象議決権保有届出書を提出します。

１　提出者が対象議決権を保有する金融商品取引業者に関する事項

金融商品取引業者又は金融商品取引持株会社の商号	
本店の所在地	

２　提出者に関する事項

１　個人	２　法人
（ふりがな） 商号、名称又は氏名	
（ふりがな） 所在地、住所又は居所 電話番号	
（ふりがな） 代表者の氏名	
保有の目的	
提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
特別の関係にある者が保有する議決権の数	
金融商品取引業者の総株主等の議決権の数	(B)
議決権保有割合	（Ａ／Ｂ×100）

(注意事項)

1　一般的事項

(1)　この様式において「議決権」とは、法第29条の４第２項に規定する議決権をいう。

(2)　この様式において「金融商品取引持株会社」とは、法第29条の４第１項第５号ニに規定する持株会社をいう。

(3)　この様式において「特別の関係にある者」とは、令第15条の10第１項に規定する特別の関係にある者をいう。

(4)　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2　個別事項

(1)　届出義務発生日

主要株主（法第29条の４第２項に規定する主要株主をいう。）となった日を記載すること。

(2)　提出者が対象議決権を保有する金融商品取引業者に関する事項「本店の所在地」欄には、当該金融商品取引業者の本店の所在する都道府県名を記載すること。

(3)　提出者に関する事項

イ　「１　個人　２　法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

ロ　個人の場合は、「代表者の氏名」欄は空欄とすること。

ハ　「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

ニ　議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する金融商品取引業者の議決権の数により記載すること。

ホ　「提出者が保有する議決権の数」欄には法第29条の４第５項第１号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

3　準用

(1)　法第32条の４において準用する法第32条第１項の規定により、提出者が対象議決権を保有する金融商品取引持株会社に関する対象議決権保有届出書を提出する場合にあっては、「第32条第１項」を「第32条の４において準用する同法第32条第１項」と、「金融商品取引業者」を「金融商品取引持株会社」と、「商号」を「商号又は名称」と、「本店」を「本店又は主たる事務所」とすること。

⑵　法第57条の26第１項において準用する法第32条第１項の規定により、提出者が対象議決権を保有する指定親会社に関する対象議決権保有届出書を提出する場合にあっては、「第32条第１項」を「第57条の26第１項において準用する同法第32条第１項」と、「金融商品取引業者」を「指定親会社」と、「商号」を「商号又は名称」と、「本店」を「本店又は主たる事務所」とすること。